

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第32回津市都市計画審議会
2 開催日時	令和6年10月7日（月） 午後1時30分から午後2時まで
3 開催場所	津市本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	（津市都市計画審議会委員） 浅野聡、津田由美子、太田義政、森秀美、橋本信満、草深靖志、 岸本丞弘、安積むつみ、石川禎紀、柏木はるみ、保田勝平、 山路小百合 （事務局） 副市長 山下佳寿 都市計画部長 宮田雅司 都市計画部次長 草深寿雄 都市政策課長 清水貴伸 都市政策課調整・企画管理担当主幹（兼）企画員・都市計画・景観 担当主幹 駒田直紀 都市政策課都市計画・景観担当副主幹 高須賀弘平 都市政策課都市計画・景観担当主査 熊本千希里 都市政策課都市計画・景観担当主事 近藤悠介
5 内容	(1) 開会 (2) 議題 津審議第88号 津都市計画公園の変更（津市決定） 津審議第89号 津都市計画道路の変更（津市決定） (3) その他 (4) 閉会
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	都市計画部都市政策課都市計画・景観担当 電話番号 059-229-3181 E-mail 229-3177@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

都市計画部長	【開会宣言及び挨拶】
事務局	本日は司会進行を務めさせていただきます、都市政策課長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、審議会の開催にあたりまして、副市長より、ご挨拶申し上げます。
副市長	【副市長挨拶】
事務局	それでは、会議を進めさせていただきます。 本会議は津市情報公開条例第２３条の規定に基づいて、公開し、一般市民の方の傍聴席を設けております。 また、会議の結果を発言者の氏名と共に、ホームページで公表させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。 さて、本日の会議の議長ですが、津市都市計画審議会条例第７条第１項の規定によりまして、会長が務めることになっておりますので、浅野会長よろしくお願いいたします。
議長（会長）	皆様、津市都市計画審議会にご出席いただきどうもありがとうございます。 では、配布されている資料に基づき審議していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 さて、本日の議題は、「津審議第８８号津都市計画公園の変更」と「津審議第８９号津都市計画道路の変更」の２案件になります。 それでは、本日の傍聴者の状況について事務局から報告をお願いします。
事務局	本日、傍聴者はおりませんので、このまま審議を進めていただければと思います。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。 傍聴者はみえないということですので、このまま進めさせていただきます。 それでは、本日の審議会の成立の可否について、事務局より報告をお願いします。
事務局	ご報告申し上げます。 ただいま、審議会委員１５名中１２名の方がご出席いただいておりますので、津市都市計画審議会条例第７条第２項の規定によりまして、会議は成立しております。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。 会議の成立しておりますので、議案の審議に入りたいと思います。津審議第８８号津都市計画公園の変更についての説明を事務局からお願いします。
事務局	津審議第８８号 津都市計画公園の変更 ２・２・１０２号観音寺公

園についてご説明いたします。

こちらが総括図です。

赤色で囲まれている箇所が今回、都市計画を変更しようとする観音寺公園です。

周辺には久居農林高校があり、緑色の久居駅や久居インターチェンジや黒い線の中勢バイパスがあります。

詳細は、この後ご説明します。

まず、都市計画公園の概要についてご説明させていただきます。

都市計画公園とは、都市計画法第11条第1項に規定された都市施設のひとつで、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難等の用に供されることを目的とした公共空地です。

観音寺公園の都市計画決定概要についてご説明させていただきます。

観音寺公園は、津市久居元町に位置する街区公園の1つで、面積は約0.19ha、昭和47年に都市計画決定され、昭和48年から供用が開始されており、広く住民に親しまれている賢明寺（旧千手観音寺）の一角を公園化し、地域住民の体養及び児童の遊戯等の用に資することを目的としています。

変更理由についてご説明いたします。

当該公園については、本市が土地を借用し、都市公園として供用してきたものですが、借用期間満了に際して、土地を取得するにあたり分筆、境界確定を行い、当該境界の区域に都市公園の区域を変更したことから、これに合わせ、都市計画公園の区域についても変更を行うものです。

続いて、都市計画公園の変更について、ご説明いたします。

こちらが変更前の図で、赤い線で囲まれた緑色の区域が変更前の公園区域です。

こちらが変更後となります。

名称、位置、種別、面積についての変更はなく、赤い線で囲まれた緑色の公園区域について変更するものです。

変更箇所としましては、西と北の区域であり、西側部分は竹藪であり、北側は賢明寺との境界となっております。

これらの変更箇所については、公園管理者が、公園施設として遊具や広場等の利用に支障はないことを確認し、境界確定及び用地取得を行っているものです。

こちらは参考の平面図となります。

今回変更となる、西側、北側につきましては、植栽部分となります。

続いて、変更に係る地域との合意形成について、ご説明いたします。

令和2年12月に周囲地権者に対し、公園区域の変更について説明し、反対意見等はありませんでした。

また、同じく令和2年12月に北出自治会へ公園区域の変更について説明し、反対意見等はありませんでした。

また、都市計画法第17条に基づく都市計画変更案の縦覧につきましては、令和6年9月10日から24日までの期間で行い、縦覧者0名で意見書の提出はありませんでした。

説明は以上となります。

議長（会長）	説明どうもありがとうございました。 それではただいま説明がありましたけれども、委員の方からご質問などはございますか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	皆さん説明を聞いていただいた通り元々都市計画公園であったところの一部区域の変更ということで、都市計画公園そのものには大きな影響はないと私も思います。 それでは、津審議第 88 号については原案のとおり承認したいと思いますですがよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	はい、どうもありがとうございます。 異議なしということで、原案のとおり承認させていただきます。
議長（会長）	それでは、次の議案の津審議第 89 号津都市計画道路の変更についての説明を事務局からお願いします。
事務局	津審議第 89 号 津都市計画道路の変更 都市計画道路 3・3・5 号津海岸御殿場線についてご説明いたします。 前方のスクリーンまたはお手元のパワーポイント資料をご覧ください。 こちらが、総括図になります。 緑色の丸が津駅であり、青色の線が国道 23 号、中勢バイパスとなります。 今回、赤色の線である都市計画道路津海岸御殿場線の一部である赤色の点線部分の都市計画変更を行うものとなります。 詳細は、この後ご説明します。 都市計画道路の概要についてご説明させていただきます。 都市計画道路とは、都市計画法第 11 条第 1 項第 1 号に規定された都市施設のひとつで、都市で行われる様々な活動や生活を支える重要な都市施設であり、都市の将来像の実現に向けて都市の骨格を形成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を支える役割を担っています。 次に、今回変更を行う路線と変更区間について、ご説明いたします。 今回計画の変更を行う、津海岸御殿場線は、津市の海岸地域の桜橋から藤方までを結ぶ、延長約 6,020m の都市計画道路です。 この都市計画道路のうち、変更を行う区間については、北部の延長約 520m となります。 今回の都市計画道路の変更理由についてご説明いたします。 国道 23 号は、上浜町から白塚口間などでは激しい渋滞が発生しており、国道 23 号を補完する道路の整備を図るため、津海岸御殿場線及び河芸町島崎町線の約 4.3km を事業区間として、順次整備を進めているところです。 この事業区間のうち、津海岸御殿場線の起点から津駅前線との交差点までの区間約 520m について、整備を行うにあたり、測量及び設計を行っ

	たところ、交差点形状の変更及び道路の計画高と現況地盤高との高低差により法面が生じることから、津海岸御殿場線の道路の区域の変更を行うものです。 こちらは、議案書にも添付しております、変更理由の補足資料となりますので、併せてご覧いただければと思います。 変更内容の詳細についてご説明いたします。 こちらが変更区間である約 520mの図となりますが、黄色が現在、都市計画決定されている道路区域で、赤色が変更後の道路区域でございます。各変更箇所は大きく分けて 3 種類となります。 1 点目は現地測量に基づく詳細設計において、現地状況や将来道路利用を踏まえ交差点形状の変更 2 点目は同じく詳細設計を行った結果、接道する市道の状況を踏まえ交差点形状の変更 3 点目は同じく詳細設計を行った結果、道路の計画高と現況地盤面との高低差により生じる法面を含めた区域に変更とするものです。 次に都市計画変更に係る地域との合意形成についてご説明いたします。 令和 6 年 5 月に河芸町島崎町線建設促進協議会において全体事業の進捗状況とともに、都市計画変更が必要であることを説明し、反対意見等はありませんでした。 令和 6 年 7 月に津海岸御殿場線の道路建設事業について 5 自治会の自治会長へ説明を行い、住民へ回覧し、反対意見等はありませんでした。 また、都市計画法第 17 条に基づく都市計画変更案の縦覧につきましては、令和 6 年 9 月 10 日から 24 日までの期間で行い、縦覧者 0 名で意見書の提出はありませんでした。 説明は以上となります。
議長（会長）	説明どうもありがとうございました。 それではただいま説明がありましたけれども、委員の方からご質問などはございますか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	説明していただいた通り、地元の自治会等へのヒアリングでも反対がなかったという話で、縦覧の結果も意見書がないという状況ですので、特に問題はないかと私も思います。 それでは、津審議第 89 号については原案のとおり承認したいと思いますがよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	はい、どうもありがとうございます。 異議なしということで、原案のとおり承認させていただきます。
議長（会長）	それでは、答申案の作成ですけれども、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局	答申案のご準備はすぐにできますので、このまま自席でお待ちいただければと思います。
議長（会長）	それでは答申書の作成ができましたので、答申書を朗読させていただきます。 津都市計画地区計画の変更について（答申）令和6年9月24日付け津市都第386号にて諮問のあった、津審議第88号津都市計画公園の変更（津市決定）について、審議の結果、原案どおり本審議会の決定をみたので答申します。 また、津審議第89号津都市計画道路の変更（津市決定）について、審議の結果、原案どおり本審議会の決定をみたので答申します。 この文書で答申したいと思いますがよろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）
議長（会長）	それではただいまの答申のとおりとします。 （副市長にお渡し）
議長（会長）	それでは本日の審議事項は以上となります。 事務局からその他事項として何かありますでしょうか。
事務局	特にございません。
議長（会長）	分かりました。 それでは本日の都市計画審議会を閉会とさせていただきます。 熱心にご審議いただき、どうもありがとうございました。 進行を事務局にお返しいたします。
事務局	議長、委員の皆様どうもありがとうございました。 それでは、閉会にあたりまして副市長より一言ご挨拶を申し上げます。 【副市長挨拶】 【閉会】